

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

天然の良港を活用した地場産業の活性化

2．地域再生計画の作成主体の名称

高知県

3．地域再生計画の区域

高知県高岡郡中土佐町の区域の一部（上ノ加江港及び上ノ加江漁港）

4．地域再生計画の目標

中土佐町は、高知県のほぼ中央、高知市より国道沿いに西方47kmに位置している。同町は、土佐湾に面し、三方を山に囲まれ、海岸線は、典型的なりアス式海岸となっており、久礼港、上ノ加江漁港、上ノ加江港、矢伊賀漁港の4港が点在している。年間の平均気温は17℃、年間降水量は約2,600mmという高温多湿な気候で、作物の栽培には恵まれた環境にある。

町の総人口は平成16年度末現在7,197人で、漁業、農業の一次産業を中心にした町である。中心の久礼地区には、青柳祐介の「土佐の一本釣り」で有名な久礼港があり、町では、港の背後地を利用したカツオ記念館等を整備し、同港を多機能型流通港湾とする構想がある。久礼港背後には、年間13万人余りが訪れる宿泊施設「黒潮本陣」(中土佐町地域振興財団運営(中土佐町100%出資))もあり、周辺には、双名島、久礼港ふるさと海岸の景勝地や人々が集う鎌田海水浴場、大正市場が点在しており、賑わいのある地区となっている。町では、一次産業と観光産業を結びつけた事業を推進し、町の活性化を目指している。

一方、上ノ加江地区は、久礼地区から直線距離で約7km南に位置し、土佐湾に面した集落で、人口は16年度末現在1,457人で、漁村集落としては、県下最大の集落である。上ノ加江地区には、上ノ加江漁港とそれを内包する上ノ加江港が存在する。

上ノ加江漁港は、一本釣りや定置網を主体に中土佐町における沿岸漁業の拠点として、古くから漁業が盛んに行われてきた所である。しかし、漁獲量の減少や魚価の低迷などから厳しい状況におかれている。また、漁業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっている。このような状況のなかで上ノ加江

漁協でも、インターネットによる体験型観光漁業の参加者の募集や、「黒潮本陣」と提携して伊勢エビ漁やタコ壺漁などの体験型観光漁業への取組や、あるいはカンパチ・コンブの養殖を行うなど、収益の向上を図っている。

一方、上ノ加江港は、開口部が太平洋に背を向けた形の天然の良港となっており、古くから台風時の漁船の避難に利用されていた。昭和38年に現在の港が完成し、昭和40年代には木材の積出港として利用されていたが、現在は、製材所も撤退し、作業船やプレジャーボートが係留しているだけで、貨物の利用がほとんど無く、遊休化している。

高知県では平成4年度に海砂採取業再編整備基本方針を策定し、海砂採取船の適正隻数への減船（30隻 17隻に減船）海砂採取業界の一元化（協業化）海砂採取船の大型化（199トﾝ 499トﾝ）自然環境・県土に配慮した採取土場の沖だし（海砂採取技術基準の策定）の4つを柱として構造改善事業を進めてきた。平成6年度には、採取船が大型化し、従来の陸揚げ岸壁が使用できなくなることから、効率的・安定的な海砂の供給が図れるように、県下を5ブロックに分け、各ブロックに海砂陸揚げの拠点港を指定し、整備を進めてきた。現在、中土佐町を含む高幡ブロック以外は、拠点港の整備が完了している。高幡ブロックには、隣接する中部ブロックの須崎港に陸揚げし、陸送で海砂が供給されているが、この陸送による余分なコスト増や須崎港での滞船、荷上げ時の砂利船のバッキングが問題となっている。

このようなことから、上ノ加江漁港では、都市との交流の活性化を図るため、道路整備により久礼地区との移動時間を短縮し、漁港来訪者の利便性を向上させると共に、久礼漁協との合併や同地区との観光分野での連携を強化することで、観光漁業による地域住民の収入増を図る。一方、上ノ加江港では、遊休化した既存施設を有効利用し、高幡ブロックの海砂の効率的・安定的な供給体制を構築し、背後圏の中山間地域の基幹産業である土木・建築業の経営基盤の安定を図る。また、上ノ加江地区と久礼地区を結ぶ幹線道路は、中土佐佐賀線1本しかないため、地震や大雨等で陸路が寸断されると同地区は孤立する可能性が非常に高い。さらに同地区の建物の大部分が、昭和56年以前に建てられた木造住宅であり、地震や津波による甚大な被害が予想される。このため、岸壁や泊地を整備することにより、陸路が寸断された場合にも、海上からの物資、機材の受入や物資補給のルートを確保することが期待できる。

（目標1）上ノ加江漁港を利用した体験型観光漁業の利用者数を増加させ、地域観光の振興を図る。

平成16年度70人 平成19年度100人

(目標2) 遊休化した上ノ加江港を活用し、効率的・安定的な高幡地区への海砂の供給や輸送費のコスト縮減を行い、背後圏の基幹産業である土木・建築業の経営基盤の安定や雇用の場の確保を図る
年間取扱貨物平成15年2、535ト、平成20年40,000ト

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

上ノ加江漁港では、漁港関連道(既存事業で実施)や物揚場を整備することで漁港来訪者のアクセス向上、湾区域で行われている養殖漁業の利便性の向上を図る。また、上ノ加江港では、岸壁や水域施設を整備することにより、高幡地区の海砂の効率的・安定的な供給を図るばかりでなく、泊地への漁船や小割の避難等も可能となる。さらに、地震、台風来襲による陸路寸断の際に、海上輸送ルート確保を図るものとする。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設(上ノ加江港)高知県
- ・漁港施設(上ノ加江漁港)高知県

[整備量]

- ・港湾施設...岸壁、泊地、航路、航路(護岸)
- ・漁港施設...物揚場

[事業期間]

- ・港湾施設...平成17年度~平成19年度
- ・漁港施設...平成18年度

[港整備交付金の総事業費]

- ・5.4億円 港湾5.0億円(うち交付金2.0億円)
漁港0.4億円(うち交付金0.2億円)

5-3 その他の事業

体験型観光推進事業費補助金

[事業主体]

- ・中土佐町(高知県から中土佐町へ補助金交付)

[事業内容]

- ・体験型観光指導者の育成
- ・体験型観光プログラムの作成
- ・モニターツアーの実施
- ・パンフレット等の作製

[事業期間]

・平成 15 年度～平成 17 年度

[補助金の総額]

・ 12、000 円

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 19 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し、公表するとともに、当該事業によって整備された施設が引き続き有効に地域づくりに寄与するよう、県、町、漁協関係者等と委員会を組織し、検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方団体が必要と認める事項

該当なし